

保険医療機関及び療養担当規則に基づく院内掲示

当診療所は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○基本情報

- ・ 名 称 三室休日応急診療所
- ・ 開設者 王寺周辺広域休日応急診療施設組合 管理者
- ・ 管理者 王寺周辺広域医師会 会長

○近畿厚生局長への届出に関する事項

当診療所は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

明細書発行体制等加算（医科）

電子的診療情報連携体制整備加算 3（医科）

歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準（歯科）

【特掲診療料】

地域連携小児夜間・休日診療料 1（医科）

小児科外来診療料（医科）

【その他の施設基準等】

酸素の購入価格（医科・歯科）

○休日加算

休日加算の対象となる休日の診療において算定しています。

【休日加算の対象となる休日】

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいいます。なお、1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱われています。

○保険外負担

当診療所では、以下の項目について、実費の負担をお願いしております。

【文書料】

診断書	1,000 円	死亡診断書	2,000 円
証明書	500 円	生命保険等の証明	1,000 円

【投薬瓶】

1 個につき 50 円

○指定事項

生活保護法に基づく指定医療機関

○お薬の処方等又は調剤に関する事項

【院内処方】

休日応急診療所の特性から当診療所は院内処方により投薬を行っています。

【投薬日数】

休日応急診療所でのお薬の処方は、原則的に平日の通常診療が始まるまでの日数分（通常は1日分、連休では2～3日分）です。休日の応急外来では、医療機器や人員も限られており、通常の診察時間帯と同じ診療はできません。急を要さない症状や時間調整が可能な場合は、通常診療時間帯に、かかりつけ医の受診をお願いします。

○個人情報の取り扱いに関する揭示

個人情報の利用について

当診療所では、患者様の個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。これらの目的以外で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様から同意をいただくこととしています。

【患者様への医療提供】

当診療所での医療サービスの提供のため。
他の病院・診療所等との連携のため。
他の医療機関からの照会への回答のため。
ご家族等への状況説明のため。

【診療費請求のための事務】

医療・公費負担医療・福祉医療費助成制度に関する事務及びその委託のため。
審査支払機関へのレセプト提出のためおよび審査支払機関または保険者からの照会への回答のため。
費用の請求および収受に関する事務のため。
※福祉医療費助成制度の取り扱いについては奈良県知事及び奈良市長と契約を締結しています。

【当院の管理運営業務】

会計・経理のため。
医療事故等の報告のため。
その他、当診療所の管理運営業務に関する利用のため。
医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体および保険会社等への相談または届出等。

【診療情報の開示にかかる取り扱いについて】

当診療所が保有する診療情報の開示については「王寺周辺広域休日応急診療施設組合における診療情報の開示に関する事務取扱要領」に基づき取り扱います。

○施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項

【明細書発行体制等加算】

当診療所では、療養担当規則に則り、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。なお、6歳未満の小児の患者様は、包括診療体制をとっておりますので、明細書の発行はございません。あらかじめご了承ください。

【電子的診療情報連携体制整備加算 3】

当診療所は以下の「電子的診療情報連携体制整備加算 3 に規定する下記の施設基準（基本診療料）」を満たしています。

- ・ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。
- ・ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されています。
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当診療所の見やすい場所に掲示しています。
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付について、当診療所の見やすい場所に掲示しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っています。

【地域連携小児夜間・休日診療料 1】

当診療所は小児の初期救急医療確保のために、地域他医療機関の医師との連携を取り、休日の診療体制を維持するため6歳未満の小児の患者様に算定します。

【小児科外来診療料】

小児科を標榜する保険医療機関が、6歳未満の小児の外来患者様に対して診療を行なった場合に、保険医療機関単位で算定します。

【歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準】

当診療所では、従事者への研修、歯科医療機器などの患者様ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

○医療 DX 推進体制に関するお知らせ

当診療所は、医療 DX 推進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしており

ます。

- ・当診療所では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

- ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

○医療安全対策の取り組み

当診療所では自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。

また、近隣の住民の皆様がご利用できるように一般社団法人日本救急医療財団ホームページに登録し「財団全国 AED マップ」上で公開しております。